

労働者側の権利意識が高揚する一方、 “人手不足”が構造化した時代

明日から使える！ 労使間トラブルの予防・解決の知識

実務に
役立つ

『働き方改革・人手不足』時代に有効な“肝”をお伝えします!!

少子高齢化、仕事についての価値観の大きな変化が、急激に、構造的な「人手不足」時代を招いています。一方、電通「過労自殺」事件で一気に労務トラブルの現実が社会問題化し、政府が「働き方改革」を推進する中で、労働者側の「権利意識」をますます高揚させていくでしょう。

そして、これから、既に適用が始まった「無期転換ルール」への対策、例えば、「雇止め」リスクの検討など、「働き方改革」の施策である「同一賃金」、「長時間労働の是正」への事前対応に加え、近時のレスリング金メダリストを巡るパワハラ告発騒動、財務省福田事務次官辞任に至った女性記者セクハラ問題を巡って集中した財務省、テレビ朝日に対する厳しい非難などの報道が呼び起こすであろうハラスメント問題への対処など、社労士先生の業務範囲は拡大していくはずです。

このセミナーでは、経営者側の立場で仕事をされる先生方の業務の深掘り・見直しをお手伝いするために、経営者側の視点で、人財の確保・定着の観点から、「未払い残業代」「長時間労働」「ハラスメント」「メンタルヘルス」「解雇」「就業規則・服務規程」等の問題について、具体的な対応の肝を、理論を踏まえながら実務に徹して掘り下げてお伝えします。

例えば、学者的・表面的な理解に陥りがちな判例・裁判例や就業規則を扱う場合には、労働法規にとどまらず、その基本にある民法も押さえて分析しながらも、私が実体験で培った実践的知見を明かしつつ、現場での実践を盛り込んだ内容を提供していきます。

日々の業務対応はもちろんですが、既存客ばかりではなく見込み客との密度の濃い関係を構築するためにもお役立てください。当事務所は、ご参加いただいた先生方との連携強化をしながら、先生方を全面的にバックアップしていきます。

先生の顧客に1つでも当てはまる場合、是非ご参加ください！

- ✓ 労働時間の管理がうまくできておらず、**残業問題**が起きそうだ。
- ✓ **解雇、雇止め**をしたい社員がいる。
- ✓ **勤務態度不良、能力不足**の職員がいる。
- ✓ **就業規則**を作成してから1年以上が経過している。
- ✓ **過去に労働紛争**が起こったことがある。
- ✓ **労働組合**がある。
- ✓ 身近に労務に関して**相談できる専門家**がいない。

講師

前田尚一法律事務所
代表弁護士 **前田尚一**
札幌弁護士会所属



“『法律』は、法律を知っている者に味方する！！”
を信条に、企業、特に中小企業からの依頼に広く応じてきた。
経営者の立場から、一般的な労務トラブル・紛争を扱ってきたことに加え、労働組合が関わった労働事件も担当。
最高裁判所で、全面敗訴の高裁判決を破棄させたり、中央労働委員会で、北海道労働委員会の不利益な判断を勝訴的和解へと切り替えさせた実績がある。

詳しくは裏面をご覧ください。

【経歴】

岩見沢市に生まれる。北大法学部 卒業
平成元年 弁護士登録
平成5年前 前田尚一法律事務所開設

STV「どさんこワイド」UHB「のりゆきのトークDE北海道」、HBC「カーナビラジオ午後一番！」ほか出演
財界さっぽろ「会社を守る法律講座」連載中
J R札幌病院倫理委員・臨床研究審査査委員
元・北海道大学法科大学院実務教員



労使間トラブルの予防・解決法について、 今日的に有効な視点・方法の“肝”をお伝えします！！

ご 案 内

日時 | 2018年6月27日（水）
14時～16時【13時30分受付】

会場 | コンチネンタルビル
4階会議室
地下鉄東西線西1丁目駅より徒歩45秒
駐車場あり（有料）

参加費 2,000円(税込)

顧問先様は
無 料

【セミナーでご提供する実践的・戦略的ポイントの一部】

- 最近の労務トラブル・紛争の具体的事例
- 最近の法改正の動向
- 残業代請求と労使紛争の実態
- 無期転換に対応した就業規則等の作成・整備ポイント
- 労働基準監督署の対応方法
- 労働審判の心構えと準備の仕方
- 労働法、裁判所・労働委員会と経営者の考えの大きなギャップ
- 官公庁のガイドライン、判例・裁判例が役に立たない理由
- 「人手不足」時代到来による労使関係への影響
- 「働き方改革」による制度改革の内容と労働者の権利意識の増大化
- 「人手不足」時代における問題職員に対する現実的対応策
- 「ライフ&バランス」「ベシクインカム」「1億総活躍社会」といったマジックワードの威力 ……等々

参加 特典

今回のセミナーにご参加の先生へ特典がございます。

- 01 先生の顧客についての具体的問題の実際的対応についてのアドバイスなど無料個別相談を実施
- 02 先生が業務上必要とされる法律問題についての情報を無償で提供
- 03 先生が主催される講演・セミナー・勉強会、相談会への弁護士の同席（要相談）
- 04 先生が企画する講演・セミナーの講師を弁護士が担当（要相談）

お電話でのお申し込みも大歓迎。 ☎ 0120-481744 (24時間受付)

ファックスでお申し込みの方は、
下記欄にご記入いただき、

FAX. 011-261-6241 まで送信ください。

お申込み締切／平成30年6月25日（月）

※定員に達し次第、締め切らせていただきます。ご希望の場合はお早めにお申し込みください。

FAX用お申込み欄

所属先名		ご担当者様名	フリガナ
ご出席者様名	フリガナ	役職名	
ご住所	〒		
ご連絡先電話番号	() -	メールアドレス	@
どちらかに✓をつけてください。セミナー終了後の 無料相談 を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない			